

社会医療法人友愛会

友愛園訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人友愛会が設置する友愛園が行う訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、要介護状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要と認めた高齢者に対し、適切な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、福祉、医療サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 介護老人保健施設友愛園訪問リハビリテーション
1. 所在地 豊見城市字上田25番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 医師 1名 医師 1名以上
2. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションの提供にあたる。

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は事業所の業務を掌握し、全職員を指揮監督し、適切なリハビリテーションの実施および計画書の管理を行う。
2. 医師は定期的な診察のもと、リハビリテーションの目的や留意事項などの指示を行う。
3. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は医師の指示書に基づき、利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を図るようリハビリテーションを行う。また指示書を出す医師と共に、訪問リハビリテーション計画書、報告書の作成を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、日曜日、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 月曜から金曜日まで、8時30分～17時30分、土曜日は8時30分～12時30分とする。
- 3 台風時暴風警報が発令され、公共交通機関（バス）が運休する場合は休業となります。
感染症拡大（クラスター）及び非常災害が発生した場合は、事業継続計画（BCP）に基づき、緊急時のサービス提供体制となります。

(利用料金)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときには、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊見城市、糸満市、那覇市、八重瀬町の区域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所はリハビリテーションに関わる苦情が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

- 2 利用者または家族に対する苦情の措置の概要については重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(緊急時の対応)

第10条 訪問リハビリテーション提供時に利用者に病状の急変等が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡し、指示を受ける

こととする。必要に応じて救急車両の要請を行い、家族へ連絡をとるものとする。

（事故発生時の対応）

第 11 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

（職員の守秘義務）

第 12 条 守秘義務は次のとおりとする。職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た、利用者及びその家族等の秘密をもらしてはならない。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業所は、前項に定める秘密保持義務について、従業員の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時に取り決めることとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

2 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修の実施

3 虐待防止のための指針の整備

4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該ご有無継続計画に伴い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者または他人の生命・身体に対して期限が及ぶことが考えられるときは利用者に対し説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行う。また事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

(ハラスメント対策)

第 17 条 事業所は適切は訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(他機関との連携)

第 18 条 サービス提供時にはリハビリ指示書に基づき、医師と連携を図りながら適切なサービス提供を行い、ケアマネにも定期的に情報を提供する。また、必要に応じて市町村の保健・福祉部門や保健所等とも連携を図っていく。

2 サービス終了時には、利用者及びその家族等に適切な指導を行うとともに、必要なサービスが継続して提供されるよう、担当医師、市町村等の保健、福祉サービスの提供主体等と連携をとるよう努める。

(衛生管理)

第 19 条 従業者の清潔の保持及び、健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次の各号に関する措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の対策を検討する委員会を設置し、6ヶ月に1回以上定期的で開催し、その結果に従業員へ周知する。

(2) 事業所における感染症予防及び蔓延防止に関する指針を整備する。

(3) 事業所において従業者に対して感染予防に関する研修及び訓練を定期的（年1回以上）に開催する。

(その他運営に関する重要事項)

事業所は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 新人教育研修 採用後2ヶ月以内（リハビリテーション科規定に準ずる）
 - 二 継続研修 年1回
-
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった物に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則の内容に記載する。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人友愛会と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 運営規定の内容についても、必要に応じて定期的に研修を実施する。

附則

この規程は令和6年6月1日施行から施行する。